

○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月三十一日

大分県条例第十二号

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、森林資源の確保並びに現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(平二二条例三九・一部改正)

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から令和十二年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(平二二条例三九・平二七条例四七・令二条例四七・令七条例三二・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（平成十七年大分県条例第十二号）第三条第一項」とする。

(平二〇条例二六・平二二条例二〇・平二二条例三九・平二七条例四七・令二条例四七・令七条例三二・一部改正)

(基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する

費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平一七条例四〇・旧附則・一部改正)

(個人の県民税に関する特例)

- 2 平成十八年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第四十号）附則第三項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

- 3 平成十九年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十六条」とあるのは「大分県税条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第四十号）附則第五項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十六条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四〇・追加)

- 4 県税条例附則第七条の三の三の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは、「附則第七条の三の三」とする。

(平二四条例四・追加)

附 則（平成一七年条例第四〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中大分県税条例第五十七条の改正規定、同条例附則第十条及び第十一条の改正

規定並びに第二条の規定並びに附則第七項の規定 平成十八年四月一日

附 則（平成二〇年条例第二六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）及び第二条の規定による改正後の森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（補則）

- 11 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の適用に関し必要な事項その他のこの条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成二二年条例第二〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第四七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。